

平成30年監査公表第1号

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、住民監査請求の提出があり、同条第4項の規定により監査を実施したので、その結果を公表する。

平成30年 7月17日

半田市監査委員 西川 承

半田市監査委員 沢田 清

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

平成30年5月14日をもって提出のあった地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、監査した結果は次のとおりであるので、同条第4項の規定により通知する。

第1 監査の請求

1 請求人

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
■■ ■■

2 請求書の提出

平成30年5月14日

3 請求の要旨

請求人から提出された職員措置請求書に記載された事項に基づく請求の趣旨は次のとおりである。（請求書原文のとおりに資料は省略）

○半田市職員措置請求書（平成30年5月14日）

1 請求の要旨

半田市建設部土木課に関する措置請求の要旨は次の通りです。

（1）請求対象の概要

市土木課は、市道（天王6号線、天王7号線、天王8号線）を対象に平成27年以降順次、次の方針にて道路改良を実施しており、その工事は、現在も継続中です。

ア. 改良の方針

i. 市内各所でL型側溝が設置されているが、当該地区は本市の中心市街地内であり、沿道にはサービス施設が隣接しているため人の往来が多く、段差解消の目的でU型側溝に敷設替えする。

ii. 建物への影響を考慮し、L型側溝とU型側溝の天端高さを合わせます。

なお、請求対象の上記の市道は、半田市天王町にあります。

以上は、甲第1号証より引用しました。

イ. 道路改良の方法

市土木課は、前記の市道を対象に、次のように道路改良を策定をして、順次実施中です。

i. 既存のL型側溝の天端と改良のために敷設するU型側溝の天端を同一高さに、(全ての対象市道) 合わせ工事を行う。

この工法のため、改良のために敷設をしたU型側溝は、既存の市道面の高さよりも、より高い位置になります。

ii. 改良後のU型側溝についての上記i. の問題を解消するために既存の市道面全面にアスファルトを盛る工事を行う。

(この工事は、現在未実施であり今後実施の予定です。)

ウ. 改良工事の実施状況

天王7号線と、天王8号線(北側)の道路については、側溝の改良工事は、終了しています。

天王6号線と、天王8号線の南側に位置する道路についての側溝改良工事は、今後実施する予定です。

なお、改良対象の市道面全面へのアスファルト盛り工事は、側溝改良終了してから、順次実施する予定です。

以上は甲第1号証の別紙2. に図示しています。(第I期工事～第III期工事です。)

(2) 本件市道改良の財務会計上の問題

ア. 改良対象道路に対する認識について

市土木課は、改良対象道路の現状認識を甲第1号証の上方に、次であると記述しています。

i. 当該路線は、知多半田駅の北に位置し、本市の中心市街地を形成している。

ii. 道路は歩車分離されておらず、民地側にL型側溝が設置されている。

iii. 沿道にはサービス施設が隣接しているため人の往来が多く、段差解消をする必要がある。

上記のi. ～iii. についての市土木課の認識は、この地域の実態・実状の事実を正しく把握していません。その内容は、次の通りです。

・その1. 当該地域には、■■■■■■■■■■・■■■■■■■■■■・美

容店の三サービス施設が営業しています。これらのサービス施設を利用する市民の大多数は、自動車を利用して訪れます。従って、改良対象道路は、歩車分離の必要性はありません。

- ・その2. 人の往来は、あまりありません。この道路を歩行者が通行するのは、その近隣の住民が全んどですが、天王7号線と天王6号線は、これらの住民はあまり利用しません。
- ・その3. 対象道路に隣接する民地の多くは、自動車駐車場になっていて、L型側溝による段差解消は、自動車の通行スムーズ効果が主であり、人の往来時の通行つまづき解消効果のため側溝改良を行う必要性は低い。(甲第4号証より)
- ・その4. ■■■■■■及び■■■への店の出入口部分は、双方共階段のみでスロープは設けていません。両店は、開店以来これまで、お客さんへの段差解消対応を何もしていません。問題も生じていません。(甲第2号証の3. と4. より)
- ・その5. 天王町には、他に早期に市道改良する必要のある対象道路が存在します。(甲第3号証) →例. です。

イ. 道路改良の方法について

前項(1). の1. で記述をしているような大掛りな方法で道路改良するには、多くの税金を予算化(支出)することになります。そして前項ア. のように、市土木課の本件市道改良についての認識不足・事前企画検討不足が原因して、税金の使途優先順位を誤った状況にあります。本件改良の必要性は、低い。

ウ. 本件に関する、これまで使った税金及び使う予定の税金。

- | | |
|--|------------|
| ・市道天王7号線(平成27年4～6月) | 1,242,000円 |
| ・ 〃 (平成27年12月～平成28年1月) | 1,242,000円 |
| ・市道天王8号線(平成29年7月～8月) | 1,296,000円 |

上記は、側溝改良工事実施分です。(甲第5号証より)

上記以外に、今後側溝を改良する予定分及び既存市道面全面へのアスファルト盛り工事予定分の税金支出が生じます。

(3) 措置を求める内容

ア. 本件の道路改良工事の実施を中止する。

イ. 市道(天王6号線、天王8号線(南), その他) (←甲第1号証の

別紙2. に示しています。)を対象に補修・新設する必要のある個々の工事のみを実施する。(側溝の破損、舗装の不陸、施設の劣化、市道の未整備)

ウ.市道(天王泉線の北側部分:甲第3号証分)の側溝の新設を、早急に実施する。

エ.税金の使途を決める際(市土木課の予算分)には、他の市道の改良・補修との施行優先順位を十分に検討するよう改善する(特定市民に便宜をはかる行政は厳禁する。)

オ.半田市は、市の規模に較べ、税収が多いのであれば、財政赤字を減らすことを優先する。そして、将来に備える。

2. 地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書(甲第1号証~甲第5号証)を添え、必要な措置を請求します。

以上

○半田市職員措置請求補充書(平成30年5月24日)

1. 措置請求対象職員について

事務局に追記していただいた対象職員市土木課長村瀬浩之は、平成28年4月1日付けで現職になり現在に至っています。そして、措置請求は、1年以内に提出することと定められていること、および本件工事の実施決裁権者は、土木課長であることによります。

2. 措置を求める内容について

措置請求書の5ページ(3).オ.の項に、「財政赤字を減らし、将来に備える」との趣旨を求めています。この意味は、市土木課長の責にある管理職は、半田市全体の財政についても念頭において、その職責を果たす立場にあると考えて記述したものです。従って、財政赤字については、市長のみのテーマではありません。

3. 市道天王7号線と天王6号線の人の往来について

措置請求書の3ページの(2).ア.その2.の項に「天王7号線と天王6号線は、近隣住民はあまり利用しない」旨を記しています。その理由は、次の通りです。

(1). 本件道路改良工事対象市道の東側に住む市民について

これらの市民は、天王8号線(北)→天王8号線(南)の市道を利用して知多半田駅およびピアゴ(スーパー)の各方面に向かっています。(徒歩)

(2). 本件道路改良工事対象市道の北側に住む市民について

これらの市民は、天王6号線を利用することは少なく、トーカヒルズの

敷地内にある通路を利用して、知多半田駅あるいはピアゴ（スーパー）の各方面に向かっています（徒歩）。

4. 改修・改良工事に対する計画策定と実施決定書について

市土木課は本件道路工事についての全体計画策定書および計画実施決定書ならびにその改修工法についての事前の決裁書を作成していません。（甲第6号証と甲第7号証より）

この状況から、本件工事に対する市土木課での事前検討が充分行なわれていないことが、分かります。

そして、今回のような諸問題が起きていると思われれます。

5. 側溝改修工事終了済の市道面全面へのアスファルト盛り工事実施不要の理由

市道天王7号線と同天王8号線（北）のいずれも、L型側溝からU型側溝への改修工事は全て終了しています。

市土木課は、この二線の改修工事について今後市道面全面へのアスファルト盛り工事を予定しています。

本措置請求では、今後予定している工事を中止するよう求めており、この市道面全面へのアスファルト盛り工事についても工事中止の対象です。

この項では、この市道全面へのアスファルト盛りを中止しても、同市道の機能上、実質的な問題は生じない理由を説明します。

・理由1. 市道上の雨水の排水について

側溝改修後の市道の断面状況は概ね次のようになっています。

【（図略）】

市道面に降った雨水は、左右の市道のへこみ部分に排水されます。市道は、西から東へ傾斜していますので、雨水は、東側に流れて、東側に設けられている排水溝に流れ込みます。さらに、市道面中央部の既設の排水溝にも流れ込む雨水もあります。

そして、降雨時には歩行者は、上図の側溝部分付近を通行することで水たまりを避けられます。

・理由2. 市道の両側の民地上の雨水の排水について

民地（主に駐車場）上の雨水は、今回改修をしたU型側溝に排水され、市道上には流れ込みません。

・理由3. 市道を通行する車両について

これまで通り、市道を通行できます。

6. 市道改修工事対象内の市道未整備箇所について

甲第1号証の別紙2. の図面で、今後工事をする必要がある、現在市道未整備

箇所を赤色で示しています。

この箇所の現況写真を甲第 8 号証として提出します。

7. 市道に隣接する民地の状況について

甲第 4 号証として、市道に隣接する民地の状況を、図面上に赤色（建物・柵・水路等）と青色（駐車場）で示しています。

この項では、歩行者が通行しない赤色部分の現況写真（6 枚）を甲第 9 号証として提出します。

以上

○半田市職員措置請求再補充書（平成 30 年 6 月 13 日）

1. 本件道路改良工事は、市土木課長の越権行為です。

本件の市道（天王 6 号線、天王 7 号線、天王 8 号線）の道路改良工事は、市土木課長（前任者を含む）の越権行為であり、その理由を以下に記述します。なお、市道（天王泉線）の側溝工事（甲第 10 号証の工事です。）も対象工事とした。

(1) . 工事費総額約 1,000 万円を分割して施行している。

(工事費総額約 1,000 万円の根拠)

i . 側溝改良工事実施分（甲 5 分）

3,780,000 円（3 件分の計）

ii . " (甲 10 分)

1,242,000 円（天王泉線）

iii . 監査請求中に施行分（甲 13 分）

1,296,000 円（天王 8 号線（南））

iv . 今後工事予定分（アスファルト盛り等）

未算定

計 6,318,000 円+未算定分

注) . 上記の iii . の施行分は、後記（2 項）で詳細を記述します。

(2) . 本件道路改良工事は、一体工事です。

市土木課が請求者に提供した「市道天王 6 号線、天王 7 号線、天王 8 号線の道路改良について」と題する文書（甲第 1 号証）に記述している〈現状〉及び〈改良方針〉の各項の内容から、本件道路改良工事は、一体の工事であることが分ります。

そして、この道路改良工事を、Ⅰ期工事（平成 27 年）、Ⅱ期工事（～平成 30 年予定）、Ⅲ期工事（平成 30 年～）として実施するとの計画により策定しています（甲第 1 号証の別紙 2 . の下方より）。

なお、市道（天王泉線）についても、Ⅱ期工事の対象に追加します。

(3) . 上記の一体工事を小規模工事に分割して施行している。

市土木課は、本件道路改良工事を課長決裁で施行でき、かつ、その決裁手続が平易な小規模工事（130万円以下）に分割する手口で市土木課長が施行判断を行っています。（例として、平成29年7月6日付け、「小規模工事施行伺兼施行業者決定調書」と題する文書（甲第11号証）を提出します。）

（参考）このような手口は、市土木課での他の工事施行においても、一般的・恒常的に行われているようです。（市土木課職員佐藤氏談）

(4) . 分割決裁施行の問題（次の問題があり、内規違反です。）。

i . 半田市役所の権限規定に反します（越権行為です。）。

ii . 事前の工事検討（計画）が充分になされにくくなります。

（工事の必要性、工事实施の優先順位、工事の工法等）

iii . 工事の施行及び施行業者決定を決裁するに際して、市土木課長の恣意・私意の判断が入りかねません。

2. 本件住民監査請求中に、改修工事を強行している。

市土木課は本件住民監査請求中に、次の新たな側溝工事を強行しています。

(1) . 新たに施行した側溝工事の概要

市道天王8号線（南）の市道の西側に設けられていたL型側溝をU型側溝に改修工事を施行しました。

この側溝改修工事は、次の手順で施行しています。

i . 工事予告板を設置（6月2日～8日迄、側溝工事を予告）。

（甲第12号証として提出します。）

ii . 側溝工事を実施（6月4日～8日の間）。

（甲第13号証として提出します。）請負金額1,296千円

(2) . 本件工事施行の問題（次の問題があります。）

i . 住民監査請求中に、施行する緊急性はありません。

甲第12号証として提出している工事前の6月3日撮影の現場写真で分るように、このL型側溝を今すぐU型側溝に改修する必要性は、ありません。

ii . 対象のL型側溝に接する民地は、車の駐車場と自転車の駐輪場です。工事の優先順位は、決して高くはありません。

（参考：この市道沿いに住む■■氏は、数年（2～3年）前に■■から当該市道の側溝を改修することについて賛同を求められ、その際■■氏は不要である旨を回答した経緯があります。）

なお、自転車の駐輪場は、今回の工事に合せ、自動車駐車場に改装しています。

iii. 市土木課は、請求者（■■■）に対して、イヤガラセをすることで、何らかのトラブルを誘発させようとしているのではないか。

〈市土木課による、請求者に対する、これまでの事件捏造の状況〉

○平成 17 年 5 月 13 日（市土木課職員が暴行事件を捏造）。

○平成 17 年 5 月 17 日（ 〃 が公務執行妨害等を捏造）。

（この 2 件の捏造事件の動機は、請求者が市土木課による市道補修工事について住民監査請求を提出したことが一因しています。）

○上記の 2 件の裁判で平成 19 年 7 月 30 日に請求者が釈放され自宅に戻ると、その当日に、市土木課と市人事課が請求者に対して、暴行事件と公務執行妨害事件を、捏造しています。この捏造事件で現土木課長（村瀬浩之）は、警察と公判廷で虚偽の供述をして、捏造事件に加わっています。

以上のように、市土木課は、与えられた職権を濫用する体質があり、早期の洗浄が必須です。

3. 本件工事費は、市民（受益者）も負担すべきでした。

本件工事は、駐車場管理者（市民）が改修工事の一部を負担すべきであると思います。その理由は、次の通りです。

- ・理由 1. L 型側溝の劣化・破損の原因の大部分は、当該駐車場に出入りする自動車によります。
- ・理由 2. 駐車場を管理する市民は、■■■店あるいは■■■店もしくはこれらの店に駐車場を貸している市民です。そして、今回の工事で利便性の向上を享受する市民は、不特定多数市民ではありません。受益者は、駐車場の機能向上をえた駐車場持ち主です。
- ・理由 3. 市土木課の側溝の改修工事が、同課の方針であったとしても、その工事費を駐車場持ち主が一部負担に賛同しない場合は、その部分の改修工事の優先順を後位にする等工夫をする（市の予算は有限です。）。特定の市民（今回の場合、駐車場持ち主です。）に便宜をはかる行政は、理由如何にかかわらず止めるべきです。

4. 市道天王 6 号線を市民があまり利用していない理由（補足）

この件については、平成 30 年 5 月 24 日付けの請求補充書（4 枚）の 3.（2）. に記述していますが、これに今回、次を補充します。

トーカヒルズの 1 階に、比較的規模の大きい衣料品小売店が営業しています。このことから、トーカヒルズの敷地内に周辺住民が利用できる通路を設けているようです。

5. 「措置を求める内容」への補足説明

平成 30 年 5 月 14 日付けの措置請求書（5 枚）の 5 ページの（3）. のオ. の項で、「半田市は、市の規模に比べ、税収が多いのであれば、財政赤字を減らすことを優先する。そして、将来に備える。」旨を記述しています。この記述について、次の補足説明をいたします。

（1）. 「市の規模に比べ税収が多い」とのことについて

半田市長は、昨年の半田市長選挙で、同市長の在任中の成果として、市の財政赤字を減らしたことをあげていました。この市長の成果の内容は、出費を減らしたにすぎません。そのベースにあるのは、半田市は比較的大きな工場・製造所を臨海側に有するという市の立地上の利点によります。税収に余裕があったからです。

（2）. 「財政赤字減を優先して、将来に備える。」とのことについて

現在の日本の経済は、東京オリンピック・パラリンピック等の開催による建設工事、及び次々と発生した各地での巨大自然災害への諸対応工事等により企業活動は活発です。

しかし、これらの工事は、徐々に減少・なくなっていきますし、中長期的には人口の減少がさげられません。

来年度あたりから、日本経済の勢が低下すると言われていています。そのことに備えて、その対応をすべきです。

従って、今から市の支出をこれまで以上に厳選して、行政にあたるようにすべき状況にある、と考えたものです。

6. 市道等の極小規模補修工事を施行する業者を育てる。

市道（側溝や市道面）の補修に際して、本当に劣化あるいは破損している部分のみを補修する業者を市が育てることを提案します。通常 of 土建業者は、細々とした補修工事をうけることをさける傾向があり、市土木課がその対策として、今回の道路改修工事のように補修不要あるいは必要以上の工法にする等、土建業者に便宜を図る手法をとりかねません。そのようにしなくてよい、上記の極小規模補修業者の育成を検討していただくよう提案します。

7. 措置を求める内容について追加

平成 30 年 5 月 14 日付け、「半田市職員措置請求書（5 枚）」と題する文書の 5 ページの「（3）. 措置を求める内容」の項に、次の内容を追加します（追加 1. ～ 4. です。）。

- ・追加 1. 同一目的で一体として道路改良等工事するものを分割して施行する手口で、小規模工事であるがごとく装う方法で、土木課長が施行決裁及び業者決定する職務は、今後止めさせる。
- ・追加 2. 住民監査請求が市民から提出されている対象工事で、その監

査請求書の中で、措置を求められている内容に合致する工事については、原則施行を保留するよう改める。

ただし、緊急かつ必要な工事内容については、半田市監査委員の承認をうけるようにする。

- ・追加3. 本件道路改修工事（→特定の市民に対する工事）の費用は、受益者となる市民（たとえば■■■■■■■■■■、■■■、貸駐車場所有者）が、その一部を負担する方向で、事前に検討すべきです。今後の工事については、事前に受益者負担の要否について検討する。
- ・追加4. 市道等の極小規模補修工事を施行する業者を市土木課が育てる。

以上

第2 請求の要件審査

請求書、補充書及び再補充書は、全体として地方自治法第242条第1項の規定による要件を具備しているものと認め、これを受理した。

第3 監査の実施

1 請求人の陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して平成30年6月13日に陳述の機会を与え、請求人の趣旨を補足する陳述を受けた。

（陳述に出席した請求人） ■■■ ■■■

2 監査の対象事項

本監査においては、半田市天王町一帯の道路改良工事（道路維持改修工事）に係る公金支出ないしは契約締結行為（以下、併せて「公金支出等」という。）が、違法または不当なものとして認められるか否かを対象とした。

3 関係書類の提出及び説明

監査対象部局を建設部土木課とし、関係書類の提出及び説明を求めた。これらにより関係職員が行った説明の要旨はおおむね次のとおりである。

(1) 契約について

工事契約には、競争入札と随意契約がある。それらの違いは以下の通りである。

・競争入札：参加者に入札をさせ競争により工事価格を決定する。参加業者選定は工事価格により総務課長決裁、指名審査会に分けられる。

・随意契約：参加者に見積書を提出させ競争により工事価格を決定する。参加業者選定は130万円以下の工事は担当課長決裁によるものである。

・支出負担行為決裁は200万円以下の場合には担当課長によるものである。

当請求に係る各工事はすべて130万円以下のため、参加業者選定、支出負担行為共に土木課長決裁によるものである。

(2) 工事の必要性等について

半田市天王町一帯は、半田市の中心市街地に位置し、本請求に係る道路は、不特定多数の者が往来している。このため、安全の確保の必要性が高い。

平成 27 年 4 月 21 日に発注した市道天王 7 号線の道路維持改修工事は、近隣住民からの L 型側溝でつまづき怪我をしたので改修して欲しいという要望がきっかけとなった、再発防止を目的とした緊急性の高い工事である。

平成 27 年 12 月 1 日以降に発注した道路維持改修工事は、安全の確保を目的とした工事である。

道路維持改修工事に充てることのできる予算には限度がある。

(3) 工事の優先順位について

道路状況や利用状況、土木課の内規等を総合的に考慮して、市内道路工事の実施の優先順位を判断している。

第 4 監査委員が認定した事実

1 監査対象事項に関し、次の事実関係を認めた。

平成 27 年 4 月 21 日	道路維持改修工事（市道天王 7 号線）
	契約者 株式会社タスク
	契約金額 1,242,000 円（支払日平成 27 年 7 月 8 日）
	（以下 1 号工事とする）着手
6 月 4 日	1 号工事 完了
12 月 1 日	道路維持改修工事（市道天王 7 号線）
	契約者 株式会社タスク
	契約金額 1,242,000 円（支払日平成 28 年 2 月 29 日）
	（以下 2 号工事とする）着手
平成 28 年 1 月 29 日	2 号工事 完了
10 月 18 日	道路維持改修工事（市道天王泉線）
	契約者 株式会社タスク
	契約金額 1,242,000 円（支払日平成 28 年 12 月 27 日）
	（以下 3 号工事とする）着手
12 月 1 日	3 号工事 完了
平成 29 年 7 月 14 日	道路維持改修工事（市道天王 8 号線（北側））
	契約者 株式会社タスク
	契約金額 1,296,000 円（支払日平成 29 年 9 月 28 日）
	（以下 4 号工事とする）着手
8 月 28 日	4 号工事 完了
平成 30 年 4 月 24 日	道路維持改修工事（市道天王 8 号線（南側））
	契約者 株式会社花新工業
	契約金額 1,296,000 円（支払日平成 29 年 6 月 28 日）
	（以下 5 号工事とする）着手

5月14日 半田市職員措置（住民監査）請求書提出

6月8日 5号工事 完了

また天王町一帯のアスファルト盛り工事（以下6号工事とする）が計画されているが、具体的な施工時期や工事範囲、契約方法、金額等は未定である。

2 土木課より提出された関係書類により、上記第3の「3 関係書類の提出及び説明」に記載した関係職員の説明は、いずれも事実であると認められる。

第5 判断

審査の結果、本件請求については、合議により次のように決定した。

1 本請求の適法性について

(1) 1号工事、2号工事及び3号工事について

住民監査請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない（地方自治法第242条第2項）。

1号工事、2号工事及び3号工事については、遅くとも平成28年12月27日までに支払がなされており、本請求がなされた平成30年5月14日の時点で1年を経過している。

したがって、本請求のうち、これらの工事に係る部分は不適法であり、却下する。

(2) 6号工事について

住民監査請求は、地方自治法第242条第1項に規定されている行為がなされることが「相当の確実さをもって予測される場合」にもすることができる（同項の1つ目のカッコ書き）。

しかしながら、6号工事については、将来的に実施される計画があるとはいえ、時期や工事範囲、契約方法、金額は具体化されておらず、違法または不当な公金支出または契約締結行為が「相当の確実さをもって予測される」とは認められない。

したがって、本請求のうち、6号工事に係る部分も不適法であり、却下する。

以上のとおり、1号工事、2号工事、3号工事及び6号工事に係る公金支出等を対象とする住民監査請求は不適法であるから、以下では、4号工事及び5号工事（以下「4・5号工事」という。）について判断する。

2 4・5号工事に係る公金支出等の違法性ないしは不当性について

(1) 地方自治法第242条第1項に規定する財務会計上の行為が、地方公共団体の長又は職員等の裁量に委ねられている場合には、当該行為は、裁量権の逸脱又は濫用があった場合に限り、違法と評価され、それが不当となるのは、裁量権の逸脱・濫用に至らない程度の不合理な行使があった場合に限られる。

(2) この点、道路維持改修工事については、市内全域で限られた予算の範囲内で施工しなければならない。このため、工事請負契約の内容（時期、場所

(範囲)、金額、優先順位等)については、工事の必要性、緊急性、住民要望等を総合的にふまえ、土木課長の合理的な裁量に委ねられている。

(3) 検討

ア 請求者は、半田市天王町一帯の道路改良工事（道路維持改修工事）の必要性に関する土木課長の認識不足、事前企画検討不足が原因となり、必要性、緊急性が低い工事に対し、税金の使途優先順位を誤った旨を主張している。

しかしながら、4・5号工事は、中心市街地で不特定多数の者が往来する安全の確保を目的として、実施した工事である。実際の工事開始にあたっては、土木課が現地を調査したところ、店舗等があり人の往来も多いことが確認できた。また、4・5号工事の対象道路（市道天王8号線）には、1号工事の契機となった「L型側溝」が敷設されており、市民がつまづき怪我をすることがないように、再発防止の目的で整備工事の必要性が存する。

そうすると、4・5号工事の必要性に関する土木課長の認識不足、事前企画検討不足が原因となり、必要性、緊急性が低い工事に対し、税金の使途優先順位を誤ったとは認められない。従って、上記工事に係る公金支出等に関する土木課長の判断は裁量権を逸脱するものではなく、また、裁量権の行使に不合理な点も存しない。

イ また、請求者は、土木課長が天王町における「一体工事」を130万円以下の小規模工事に分割することにより、本来は、土木課長の決裁権限を超える公金支出等を行ったことを問題視している。

しかしながら、道路維持改修工事（道路改良工事）に充てることのできる予算に限度があることから、分割工事には合理性がある。

そうすると、土木課長が分割工事を行ったこと、その前提となる契約締結行為や公金支出行為について、土木課長の裁量権の逸脱は認められず、また、裁量権の行使に不合理な点もない。

ウ さらに、請求者は、土木課長が本住民監査請求中に、改修工事を強行していることを問題視している。

この点、土木課長は、本住民監査請求がなされた後の平成30年6月28日に5号工事に関する支払（公金支出）をしている。

しかしながら、住民監査請求がなされた場合に、監査の対象行為を中止しなければならないとする法的根拠はなく、上述のとおり、5号工事には必要性が存する以上、土木課長が本住民監査請求中に、同工事を実施して、公金を支出したことは、土木課長の裁量権を何ら逸脱するものではなく、また、不合理な裁量権行使にも当たらない。

エ 加えて、請求者は、市民（受益者）にも工事費の一部を負担すべきであると主張している。

しかしながら、4・5号工事の対象道路は、中心市街地に位置する市道であり、知多半田駅に向かう通勤客、周辺店舗を利用する一般市民及び観光客に利用されている。また当該地区の市道の利便性を高め安全に通行で

きる道路を整備することは、公共の福祉増進の目的に沿ったもので、地域内で事業を営む利害関係者のみが恩恵を受ける内容ではない。

そうすると、受益者に工事費の一部を負担させなかったことは、土木課長の裁量権を逸脱したものとは認められず、また、不合理な裁量権行使にも当たらない。

オ 以上の次第で、4・5号工事に関する公金支出等には、違法性も不当性も認められないから、本住民監査請求のうち、4・5号工事に関する部分は棄却する。

第6 結果

以上のとおり、本住民監査請求は、一部を却下し、一部を棄却する。

なお、審査要件を満たさないことから、措置内容については判断しないものとする。